

『犬山がんばる企業アワード2018』開催要綱

- ◇趣 旨 本事業は市内の会員事業所の中から、特色のある繁盛店舗を表彰し、メディア等に広報することで、受賞店舗の更なる発展と活力の一助となるよう実施する。
- ◇主 催 犬山商工会議所（商業部会）
- ◇後 援 犬山市
- ◇参加資格 会員事業所（自薦、他薦可）
（1）市内において、小売業及び飲食・サービス業等を営む方。
（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の対象となる業種は除く。）
（2）資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の法人。又は常時使用する従業員が小売・飲食業の場合は50人以下、サービス業の場合は100人以下の法人および個人
（3）反社会的組織との関わりが一切ない方。
（4）本事業において受賞歴がないこと。
- ◇募集期間 ⇒概ね2か月
- ◇募集方法 報道発表、巡回等で募集チラシを配布。
犬山商工会議所ホームページに掲載
所報に募集チラシを同封
- ◇申込の流れ ①本所に申込用紙を提出。
②受付後、事務局より申込者に店舗PRシート作成について説明。
- ◇本審査月 募集期間終了月の翌月
- ◇審査区分 ⇒審査を経て5店舗を選出。
- ◇審査方法 （1）事務局による書類審査において5店舗程度、一次選考を行う。
（2）審査員による店舗訪問の結果をもとに、本審査会にて表彰店舗を決定する。
- ◇審査のポイント 店舗運営、店舗デザイン
- ◇審査員 審査委員は商業部会役員会の承認を得て商業部会長が委嘱する。
なお、審査員の任期は本事業当該年度までとする。
（1）商業部会役員 2名
（2）学識経験者 1名

(3) 犬山市が推薦する者 1名

(4) 本所役職員 1名

- ◇会議 審査会の会議は審査委員会委員長が招集する。
委員長及び副委員長は、委員のうちから互選する。
- ◇表彰数 5店舗（市長賞・会頭賞・優秀賞3店舗）
- ◇表彰式 審査月の翌月
- ◇受賞者の
PR方法 表彰式はマスコミ等に公表すると共に、本所会報、ホームページ他
にて周知。

附 則

この要綱は、平成30年7月2日から施行する。